



発行 新潟県  
**第 87 号**  
 平成27年11月10日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1393 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1394 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 1395 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 1396 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1397 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1398 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1399 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 1400 公共測量の実施通知（監理課）
- 1401 道路の区域変更（道路管理課）
- 1402 道路の供用開始（道路管理課）

教育委員会公告

新潟県立図書館情報システム更新に係る賃貸借及び保守業務公募型プロポーザルの実施（新潟県立図書館）

告 示

◎新潟県告示第1393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年11月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
平塚ファミリークリニック	新発田市真野原1719-4	平塚ファミリークリニック	新発田市真野原1719-4	居宅療養管理指導	H27.7.1
株式会社共栄堂	新潟市秋葉区新町1丁目2番24号	リリオ薬局	新発田市住吉町4丁目20番23号	居宅療養管理指導	H27.7.1
株式会社共栄堂	新潟市秋葉区新町1丁目2番24号	リリオ薬局	新発田市住吉町4丁目20番23号	介護予防居宅療養管理指導	H27.7.1
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目16番1号	ケアパートナー新発田	新発田市富塚町1丁目17番8号3	介護予防通所介護	H26.10.1

有限会社メディネット	長岡市城内町2丁目6番地1 高野不動産駅前ビル5階	すみれ薬局木田店	上越市木田1丁目3-32	居宅療養管理指導	H27.12.1
有限会社メディネット	長岡市城内町2丁目6番地1 高野不動産駅前ビル5階	すみれ薬局木田店	上越市木田1丁目3-32	介護予防居宅療養管理指導	H27.12.1
有限会社中央調剤薬局	上越市東雲町2-6-24	中央調剤薬局中央店	上越市中央1-23-5	居宅療養管理指導	H27.6.17
有限会社中央調剤薬局	上越市東雲町2-6-24	中央調剤薬局中央店	上越市中央1-23-5	介護予防居宅療養管理指導	H27.6.17
株式会社リ・ユニオンケアサービス	上越市本町6丁目2番5号	おおた機能訓練デイサービスセンター	上越市本町6丁目2番5号	通所介護	H27.11.1
株式会社リ・ユニオンケアサービス	上越市本町6丁目2番5号	おおた機能訓練デイサービスセンター	上越市本町6丁目2番5号	介護予防通所介護	H27.7.1

## ◎新潟県告示第1394号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年11月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
あがの市民病院 居宅介護支援事業所	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院 居宅介護支援事業所	あがの市民病院 居宅介護支援事業所	H27.10.1
あがの市民病院 訪問看護ステーション	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院 訪問看護ステーション	あがの市民病院 訪問看護ステーション	H27.10.1
あがの市民病院（介護予防）短期入所療養介護	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院（介護予防）短期入所療養介護	あがの市民病院（介護予防）短期入所療養介護	H27.10.1
あがの市民病院 介護療養型医療施設	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院 介護療養型医療施設	あがの市民病院 介護療養型医療施設	H27.10.1
あがの市民病院 介護老人保健施設五頭の里	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院 介護老人保健施設五頭の里	あがの市民病院 介護老人保健施設五頭の里	H27.10.1

## ◎新潟県告示第1395号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年11月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	越後交通物産株式会社 十日町営業所	十日町市下川原町27番地	福祉用具貸与	H27.9.30
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	越後交通物産株式会社 十日町営業所	十日町市下川原町27番地	特定福祉用具販売	H27.9.30
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	越後交通物産株式会社 十日町営業所	十日町市下川原町27番地	特定介護予防福祉用具販売	H27.9.30
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	越後交通物産株式会社 十日町営業所	十日町市下川原町27番地	介護予防福祉用具貸与	H27.9.30
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	にいがた調剤薬局 水原	阿賀野市岡山町13-21	居宅療養管理指導	H27.9.30
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	にいがた調剤薬局 水原	阿賀野市岡山町13-21	介護予防居宅療養管理指導	H27.9.30

## ◎新潟県告示第1396号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年11月10日

新潟県三条地域振興局長

## 1 就 任

理事	加茂市大字天神林 29 番地 1	塩野 勇 (理事長)
〃	〃 大字加茂新田 3902 番地	塩野 與一
〃	〃 大字下条甲 1511 番地 1	井上 長治
〃	〃 岡ノ町 8 番 35 号	近藤 喜作
〃	〃 大字加茂新田 6358 番地	松田 春雄
〃	〃 幸町 1 丁目 4 番 4 号	石附 新一
〃	〃 寿町 3 番 6 号	吉村 陽介
監事	〃 大字下条丙 121 番地	番場 勇
〃	〃 大字加茂新田 3339 番地	笹川 信光
〃	〃 石川 1 丁目 4 番 13 号	佐野 和夫

就任年月日 平成27年10月24日

## 2 退 任

理事	加茂市幸町一丁目4番24号	近藤 孝一 (理事長)
〃	〃 大字天神林 29 番地 1	塩野 勇
〃	〃 大字加茂新田 3902 番地	塩野 與一
〃	〃 大字下条甲 1511 番地 1	井上 長治
〃	〃 寿町 10 番 4 号	西須 行雄

// // 岡ノ町8番35号 近藤 喜作  
 // // 大字加茂新田6358番地 松田 春雄  
 監事 // 大字下条丙121番地 番場 勇  
 // // 大字加茂新田3339番地 笹川 信光  
 // // 石川1丁目4番13号 佐野 和夫  
 退任年月日 平成27年10月23日

## ◎新潟県告示第1397号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を平成27年10月30日認可した。

平成27年11月10日

新潟県村上地域振興局長

## ◎新潟県告示第1398号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三条市の三条土地改良区の定款の変更を平成27年10月29日認可した。

平成27年11月10日

新潟県三条地域振興局長

## ◎新潟県告示第1399号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の土地改良事業の工事が完了した。

平成27年11月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
坂井川右岸	県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業	新発田市	平成27年8月28日

## ◎新潟県告示第1400号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年11月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(管内図修正)
- 2 作業期間 平成27年7月15日から平成28年1月31日まで
- 3 作業地域 三条市の一部

## ◎新潟県告示第1401号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年11月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井畑野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市千種字中345番1から	新	7.0~19.4メートル	264.8メートル

同市千種字中407番1まで	旧	7.0～13.4メートル	263.8メートル
---------------	---	--------------	-----------

### ◎新潟県告示第1402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年11月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 金井畑野線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市千種字中345番1から同市千種字中407番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年11月10日

## 教育委員会公告

### 新潟県立図書館情報システム更新に係る賃貸借及び保守業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立図書館情報システム更新に係る賃貸借及び保守業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成27年11月10日

新潟県立図書館長 桑原 光矢

- 1 業務の名称  
新潟県立図書館情報システム更新に係る賃貸借及び保守業務（以下「本件業務」という。）
- 2 プロポーザルの内容  
新潟県立図書館情報システム更新に係る賃貸借及び保守業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立図書館情報システム更新に係る賃貸借及び保守業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。
- 3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等
  - (1) 交付期間  
平成27年11月10日（火）から平成27年11月20日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 交付場所  
新潟県立図書館管理課管理係（郵便番号950-8602 新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号）
  - (3) 質問書の提出  
プロポーザル実施要領による。
- 4 本プロポーザルに参加する者に求める資格  
本プロポーザルに参加することができる者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。  
なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、平成27年12月22日（火）までに書面で通知する。
  - (1) 個人又は法人
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 次のいずれにも該当しない者であること。
      - (イ) 平成27年11月10日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
      - (ロ) 平成27年11月10日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者
      - ウ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- エ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。
- オ 複数の都道府県立図書館において現在運用稼働中である図書館システムについて、構築・稼働・保守の実績があること。
- カ プロポーザル実施要領の交付を受けている者であること。
- キ 本プロポーザルに関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

(2) 共同企業体

ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

なお、締結した協定書(原本)及び共同企業体構成一覧表(プロポーザル実施要領に定める様式に限る。)を一部提出すること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ロ) 構成員の名称及び所在地

(ハ) 代表者の名称、権限

(ニ) 構成員の出資比率

(ホ) 各構成員の責任

(ヘ) 取引金融機関

(ト) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(チ) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置

(リ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任

(ル) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の構成員が、(1)オ並びにカに掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 共同企業体を構成する全ての者が、5に定めるところによりプロポーザル参加資格要件確認申請書等を提出し、本プロポーザルに係る参加資格を有することについて新潟県立図書館長から確認を受けている者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成27年12月15日(火)午後5時15分まで

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県立図書館情報システム更新に係る貸借及び保守業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きすること。)とし、(2)に定める提出期限までに、到達するよう郵送すること。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成28年1月18日(月)午後5時15分まで

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立図書館情報システム更新に係る貸借及び保守業務企画提案書等在中」と朱書きすること。）とし、(2)に定める提出期限までに到達するよう郵送すること。

## 7 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県立図書館情報システム更新に係る貸借及び保守業務プロポーザル競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

エ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

提案について、プレゼンテーションを実施する。ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された企画提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、本プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

## 8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

最優秀提案者と本件業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結交渉においては、本件業務仕様について詳細な協議を実施して、再度見積書を徴し、契約を締結する。

また、協議には、仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むものとする。

(2) 履行期限等

ア 本件業務の導入に必要なシステム調整等の業務は、平成28年12月31日（土）までに完了し、平成29年1月1日（日）から役務の提供を開始すること。

イ 本件業務の利用契約期間は、平成29年1月1日（日）から平成34年12月31日（土）までの6年間とする。

(3) 契約書の作成 要

## 9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、本プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において本プロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 参加資格要件確認書類、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(7) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）。

(8) 平成28年度新潟県一般会計予算において予算措置がなされなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

## 10 Summary

- (1) Subject matter of proposal  
Proposals for Renewal of Niigata prefectural library information system
- (2) Deadline for Application  
December 15 , 2015 5 : 15 P.M.
- (3) Deadline for Proposal Submission  
January 18 , 2016 5 : 15 P.M.
- (4) For more information contact:  
Administration Office  
Niigata Prefectural Library  
3-1-2 Meikeminami, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, 950-8602, Japan  
TEL 025-284-6607  
FAX 025-284-6832